

店頭外国為替証拠金取引説明書

店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずる事があります。店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られる事もある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行う事が肝要です。

目 次

店頭外国為替証拠金取引のリスク及び財産の管理方法等重要事項について	2
店頭外国為替証拠金取引のリスクについての説明	4
店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて	6
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	27
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	29
弊社の概要について	32
店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語	34

本取引説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

※ 本取引説明書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がある時は、遅滞なくサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。

店頭外国為替証拠金取引のリスク及び財産の管理方法等重要事項について

商号：株式会社 サイバーエージェント FX

登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号 金融商品取引業者

連絡先：0120-724-277

加入協会：社団法人金融先物取引業協会 登録番号 1555 号

店頭外国為替証拠金取引は、その取引の仕組みやリスクが外貨預金・外貨建 MMF、その他の金融取引や取引所において行われる取引所金融先物取引とは異なっています。従って、取引をされるに当たっては、約款及び本取引説明書を十分に読み、それらの内容並びに下記の事項を十分に理解し、かつ異議なく承諾して頂く必要がございます。

1. お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の額は、その取引についてお客様が預託した証拠金の額に比べて大きくなります。
2. お客様が行う店頭外国為替証拠金取引は元本が保証されたものではありません。取引を開始された後に通貨の価格がお客様にとって不利な方向に変動した場合は、お客様は損失を被るおそれがあり、かつ当該損失の額がお客様が預託した証拠金の額を上回るおそれがあります。また、取引対象である通貨の金利が変動する事により、スワップポイントが受取から支払に転じる事もあります。
3. 相場状況の急変により、ビット価格とオファー価格のスプレッド幅が広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
4. 取引システムまたは金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しない事により、注文の発注、約定、確認、取消等が行えない可能性があります。
5. 手数料は、1 通貨単位あたり片道 3 銭を上限として徴収します。手数料は取引数量に応じて異なります。詳しくは「18. 手数料」をご参照下さい。
6. お客様の注文約定後に当該注文にかかる契約を解除する事（クーリングオフ）はできません。
7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。

カバー取引先

ドイツ銀行

(Deutsche Bank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局

ゴールドマン・サックス証券株式会社

(Goldman Sachs Japan Co., Ltd.) 金融商品取引業/日本金融庁

バークレイズ銀行

(Barclays Bank PLC) 銀行業/英国金融サービス機構

株式会社三井住友銀行

(Sumitomo Mitsui Banking Corporation) 銀行業/日本金融庁

コメルツ銀行

(Commerzbank AG) 銀行業/ドイツ連邦金融監督局

UBS銀行

(UBS AG) 銀行業/スイス連邦銀行委員会

シティバンク、エヌ・エイ

(Citibank, N. A.) 銀行業/米国通貨監督庁及び米国連邦準備制度理事会

8. 弊社は、お客様からお預りした証拠金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口及びみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。尚、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間はかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません。その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信SBIネット銀行、及びセブン銀行）において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。
9. 弊社、カバー取引相手方またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合は、証拠金その他のお客様の資金の返還が困難になる事で、お客様が損失を被るおそれがあります。

店頭外国為替証拠金取引のリスクについての説明

店頭外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。下記の内容をお読みになり、店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様の判断と責任において口座開設手続きを行って下さい。

店頭外国為替証拠金取引は全てのお客様に無条件に適しているものではありません。お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等様々な観点からお客様ご自身がお取引を開始される事が適切であるかどうかについて十分にご検討して頂くようお願い致します。

①店頭外国為替証拠金取引の性質と信用リスク

株式会社サイバーエージェント FX（以下「弊社」といいます。）が提供する店頭外国為替証拠金取引は店頭デリバティブ取引です。従って、インターバンク（銀行間）を含む全ての店頭外国為替証拠金取引は相対取引（OTC=Over The Counter 取引）によって行われます。弊社は、店頭外国為替証拠金取引に関してお客様のカウンターパーティ（取引の相手方）として行動する事になり、弊社とお客様との間の取引は、証券取引や取引所先物取引とは異なる独自の規制に基づいて管理されます。そのような性質から OTC 取引においては、契約の締結や取引の実行は、当事者同士の信頼に依存する部分が取引所取引と比べてより高くなります。従って、お客様には店頭外国為替証拠金取引を開始される前に、取引の性質とリスクについてのご理解をお願い致します。

②為替変動リスク

外国為替市場では、24 時間常為替レートが変動しております。（土日・一部の休日を除きます。）従って、相場がお客様の予想と一致しなかった場合には、為替差損が発生する事があります。

③金利変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うのと同時に金利の交換も行われ、日々スワップポイントの受取または支払が発生します。スワップポイントの受取または支払は、各国の景気や政策等、様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。その為、その時々金利水準によってスワップポイントの受取または支払の金額が変動したり、場合によっては受取または支払の方向が逆転するリスクがあります。またお客様がポジション（建玉）を決済するまで、スワップポイントの受取または支払が発生します。

④流動性リスク

外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要国通貨の場合、通常高い流動性を示しています。しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおけるお取引、普段から流動性の低い通貨でのお取引、あるいはマーケットの変動が激しい為にインターバンクからのレート提示が行われていない場合等、弊社でのレート提示が困難な状況下でのお取引においては、弊社の通常の営業時間帯であっても、ポジション（建玉）の決済や新たなポジション（建玉）の保有が困難となる事があります。

また、天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業等の特殊な状況下で特定の通貨のお取引が困難または不可能となるおそれもあります。

⑤オンライン取引に関するリスク

オンライン取引システムを利用したお取引は、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。オンライン取引システムでのお取引の場合、注文の受付に人手を介さない為、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定するおそれがあります。

オンライン取引システムを利用する際に用いられる口座番号、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れた場合、その情報を第三者が悪用する事によりお客様に損失が発生するおそれがあります。

また、意図せざるシステム障害等により、お客様の注文が約定せず、お客様のお取引が停止、遅延するおそれがあります。

⑥レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)に比べ大きな取引が可能な為、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。その為、市場がお客様のポジション(建玉)に対し、不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐ為、弊社の所定の方法により、強制的にお客様のポジション(建玉)の全部を反対売買し、決済させて頂くおそれがあると共に、投資した資金(預託した証拠金の金額を含みます。)を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

以上は、店頭外国為替証拠金取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明するものであり、お取引に生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

このように、店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られる事もある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従って、取引を開始する場合、または継続して行う場合には、本取引説明書や約款だけに依拠せず、適宜、自己の弁護士、税理士等の専門家の助言を得る等しながら、取引の特徴、仕組みやリスクについて十分に研究し、お客様の投資目的、経験、知識、財産の状況等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の判断と責任において行う事が肝要です。

店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて

弊社による店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守しています。

1. 店頭外国為替証拠金取引とは

店頭外国為替証拠金取引とは、事前に取引金額の一部を証拠金として預託した上で差金決済による外国為替の売買を行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号に該当する取引で、売買の目的となっている通貨の売戻しまたは買戻し等をした時は差金の授受によって決済する事ができる取引）をいいます。

店頭外国為替証拠金取引からは次の 2 種類の損益が生じます。

●売買損益

安（高）く買った通貨を高（安）く転売、若しくは高（安）く売った通貨を安（高）く買戻すという売買による差益（損）。

●スワップポイントによる損益

未決済ポジション（建玉）1 取引単位あたりについて当該通貨間の金利差に基づき発生する損益。高金利（低金利）通貨を買って、低金利（高金利）通貨を売る事で金利差相当額を受け取る（支払う）事による利益（損失）（19. スワップポイントを参照）。

2. 口座開設について

原則として弊社所定の方法にて取引所為替証拠金取引「くりっく 365」口座（以下「くりっく 365 口座」といいます。）の開設と共に受付致します。

（ご希望の場合、店頭外国為替証拠金取引「CyberAgent FX MT4」口座（以下「MT4 口座」といいます。）も併せて受付可能です。）

お問合せ等はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターでお受け致します。

店頭外国為替証拠金取引は、リスクが大きく、大きな損失を被るおそれがあります。弊社で店頭外国為替証拠金取引口座を開設して頂くに当たっては、原則として次の要件を満たして頂く事が必要となります。

① 店頭外国為替証拠金取引の特徴、仕組み及びリスク、並びに本取引の特徴、取引条件、仕組み及びリスク等について、約款及び本取引説明書を十分に理解し、かつこれらに異議なく承諾して頂く事。

② 弊社が定める基準を満たしている事。弊社の基準の主なものは以下のようになっております。

（個人のお客様の場合）

●ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行う事ができる事。

●弊社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとる事ができる事。

●ご自身の電子メールアドレスをお持ちである事。

●契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。

- 日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人である事。
- 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に店頭外国為替証拠金取引を行わない事、または反社会的勢力の一員でない事。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から弊社が指定する金融機関に開設する事にご同意頂ける事。
- 店頭外国為替証拠金取引業者に勤務していない事。
- その他弊社が定める基準を満たしている事。

（法人のお客様の場合）

- 日本国内で本店若しくは支店が登記されている法人である事。
- 商業登記上の本店若しくは支店にて郵便物の受け取りが可能な事。
- 取引担当者の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行う事ができる事。
- 弊社からの電子メールまたは電話で常時連絡をとる事ができる事。
- 法人の電子メールアドレスをお持ちである事。
- 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。
- 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。
- マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に店頭外国為替証拠金取引を行わない事、または反社会的勢力の一員でない事。
- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。
- お客様が弊社より払い戻す金銭の受取口座（振込先銀行口座）は、国内に存する金融機関の中から弊社が指定する金融機関に開設する事にご同意頂ける事。
- 金融商品取引業者でない事。
- 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」）を選任する事、並びに取引担当者は、弊社が定める基準を満たしている事。

弊社の定める「取引担当者」の基準の主なものとは以下ようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は 1 口座につき 1 名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり弊社との取引について、責任及び権限がある事。
- ・日本国内に居住する 20 才以上の行為能力を有する個人である事。
- ・口座名義人である法人に籍がある事。
- その他弊社が定める基準を満たしている事。

注意事項

法人口座における取引は、原則、取引担当者の指示によるものとします。

1. 弊社からのメール、お電話等によるご連絡も取引担当者の方に差し上げます。

2. 取引担当者と連絡が取れない場合は、口座名義人である法人代表者にご連絡させていただきます。

3. 本人確認書類の提出

平成 20 年 3 月 1 日に施行されました「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、弊社におきましては、お客様ご本人の確認を徹底する目的で運転免許証、住民票の写し等をご提出して頂いております。ご利用頂けるご本人確認書類は下記の通りです。

(個人のお客様の場合)

I 口座開設及び住所変更の場合 ※いずれか 1 点をご提出下さい。

1. 各種健康保険証 (共済組合員証は健康保険証に準じます。)

※後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証はお受け致しかねます

2. 運転免許証

3. 日本国が発行する旅券 (パスポート)

※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。

※2006 年 3 月 19 日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え外務大臣印ページも必要となります

4. 住民基本台帳カード

※住所、氏名、生年月日の記載があるもの

5. 外国人登録証明書

6. 住民票の写し

7. 住民票記載事項証明書

8. 印鑑登録証明書

9. 外国人登録原票記載事項証明書

【ご注意】

●1～5 は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意下さい。

(裏面に記載がある場合は、表裏両面必ずお送り下さい。)

●5 は記載の有無にかかわらず表裏両面お送り下さい。

●6～9 は作成・発行から 3 ヶ月以内のもの (コピー可) ををご用意下さい。

●本籍が記載されている本人確認書類をご送付頂く場合、本籍を黒く塗りつぶして頂きますようお願い致します。

(本籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送り下さい。)

●住所変更時には、各種健康保険証の住所手書きの場合、住民基本台帳カードの住所手書きの場合、日本国が発行する旅券の場合は、補完資料として公共料金領収証が必要となります。

●その他、弊社が定める住所確認書類を提出して頂く場合がございます。

II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可)

1. 戸籍謄本 (全部事項証明書)

2. 戸籍抄本 (個人事項証明書)

【ご注意】

作成・発行から 3 ヶ月以内のもの（コピー可）をご用意下さい。

（法人のお客様の場合）

1. 履歴事項全部証明書

【ご注意】

- 発行から 3 ヶ月以内の原本（コピー不可）をご用意下さい。
 - 商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。
2. 取引担当者の本人確認書類（上記個人のお客様の場合と同様です。）

4. 取引方法について

外貨 ex ではパソコンの他、携帯端末画面でもお取引頂けます。

※ 一部携帯端末からのご利用ができないサービスがございます。

5. 取引時間

弊社では原則、ニューヨーククローズ（通常は 7 時、米国サマータイム時期は 6 時）前にシステムメンテナンスを実施しており、その時間帯にはお取引を行って頂く事ができません。尚、弊社ではシステムメンテナンス開始直前のレートをニューヨーククローズレートとしております。

取引時間、取引停止時間帯は以下の通りです。

	取引時間	取引停止時間帯
通常	月曜日午前 7 時～ 土曜日午前 6 時 50 分	毎日午前 6 時 55 分～ 午前 7 時
米国サマータイム時期	月曜日午前 7 時～ 土曜日午前 5 時 50 分	毎日午前 5 時 55 分～ 午前 6 時

※ 弊社システムの機器等の瑕疵若しくは障害または補修等やむを得ない事由がある場合には、予告なくサービスの一部または全部の提供を一時停止する事がございます。

※ 尚、弊社は法律、政令、規則、その他の法令の新設・改廃・経済情勢または為替市場の状況等の変化に伴い取引時間を変更できるものとします。

6. 取引可能日

原則として前項の取引時間帯で業者間の相対取引が可能な状況であれば、日本の金融機関休業日であっても年末年始・欧米のクリスマス期間等、弊社が予め指定する時間帯を除いて取引できます。

但し、年末年始・欧米のクリスマス期間等は、為替市場の出来高が激減し、売買スプレッドが広がる等、流動性リスクが高くなるおそれがあります。

7. 取引通貨

通貨ペアとは、本取引の対象となる一対の通貨をいい、左右並べて表記し、左側の通貨 1 単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。外貨 ex で取扱う通貨ペアは USD/JPY（米ドル/円）、EUR/JPY（ユーロ/円）、AUD/JPY（豪ドル/円）、GBP/JPY（英ポンド/円）、NZD/JPY（ニュージー

ーランドドル/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUR/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)、AUD/USD(豪ドル/米ドル)、NZD/USD(ニュージーランドドル/米ドル)の組み合わせとなります。

また、証拠金は日本円の他弊社の定める通貨での差入れとなり、評価損益を含めた円換算合計額はリアルタイムレートにて表示、計算します。

8. 取引単位

各通貨の最低取引単位は次のようになります。

USD(米ドル)の最低取引単位:1,000米ドル

EUR(ユーロ)の最低取引単位:1,000ユーロ

AUD(豪ドル)の最低取引単位:1,000豪ドル

GBP(英ポンド)の最低取引単位:1,000英ポンド

NZD(ニュージーランドドル)の最低取引単位:1,000ニュージーランドドル

CAD(カナダドル)の最低取引単位:1,000カナダドル

CHF(スイスフラン)の最低取引単位:1,000スイスフラン

ZAR(南アフリカランド)の最低取引単位:10,000南アフリカランド

※他の通貨の最低取引単位が1,000通貨単位であるのに対し、南アフリカランドの最低取引単位は、10,000通貨単位となりますのでご注意ください。

9. 呼び値の単位(ティック)

1通貨単位あたり0.1ポイントです。

※円の場合 : 1.0ポイント=1銭

※米ドルの場合 : 1.0ポイント=0.0001ドル

10. 取引レート

1通貨単位の円価格(ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの場合は、米ドル価格)を画面上に掲示致します。お客様との取引価格については弊社がカバー先銀行から配信される取引価格を基に独自で決定している価格です。また、ビット価格(Bid)とオファー価格(Ask)の両方の価格を同時に掲示し、お客様はオファー価格で買い付け、ビット価格で売り付ける事ができます。

ビット価格とオファー価格の間には価格差(スプレッド)があり、この価格差(スプレッド)分だけオファー価格はビット価格よりも高くなっています。スプレッドは相場動向の急変及び市場の流動性の減少等により変動する場合があります。

11. 決済

決済とは、お客様が保有するポジション(建玉)の反対売買にかかる注文が約定した(手仕舞った)場合に、売付(買付)総約定代金から買付(売付)総約定代金及び取引手数料その他の諸経費等を控除した金額を授受する事をいいます。また、現受け・現渡し決済により手仕舞う場合は売付(買付)総約定代金を授受する事をいい、いずれの場合においてもお客様の外貨ex口座にすぐに反映され、出金依頼が可能となります。

12. 注文の種類

種類	説明
成行注文	価格を指定しない注文方法です。注文を受け付けた際の実勢レートで約定します。全決済注文、通貨毎全決済、ドテン取引の新規注文時、成行決済、追証による強制決済、ロスカットの際には成行で約定します。
リアルタイム注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。取引可能な価格が常に自動更新され、表示中の取引価格で注文します。原則、注文した価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。 ※スリッページ幅は、表示中の取引価格を基準に、±9.0ポイントを上限として、お客様が注文時に選択する事ができます。この時、お客様の有利になる約定もありますが、不利になる約定もあります。 ※スリッページ幅の初期（デフォルト）設定は3.0ポイントです。
マーケット注文	その時の実勢為替相場に準拠した取引価格で、今すぐ約定したい時に使う注文方法です。注文を指示したタイミングで取引可能価格が提示されます。原則、取引可能価格で約定されますが、実勢レートの変動があった場合等においては、変動後のレートが、予め、お客様の選択したスリッページ幅の範囲内であれば変動後の実勢レートで約定します。 ※スリッページ幅は、表示中の取引価格を基準に、±9.0ポイントを上限として、お客様が注文時に選択する事ができます。この時、お客様の有利になる約定もありますが、不利になる約定もあります。 ※スリッページ幅の初期（デフォルト）設定は3.0ポイントです。
指値注文	指定した価格で買う、または売るといった注文方法です。この時、弊社の指定により、指値注文が行えない範囲(1.0ポイント)がございます。
逆指値注文	指定した価格以上で買う、または指定した価格以下で売るといった注文方法です。この時、弊社の指定により、逆指値注文が行えない範囲(5.0ポイント)がございます。
IFD注文	予め新規注文と決済注文の価格を指定して、同時に発注しておく注文方法です。新規注文が約定した後、予め指定した価格で決済注文ができます。
OCO注文	2つの注文を同時に出しておき、一方が約定するともう一方の注文は自動的に取り消される注文方法です。新規注文の同時発注及び、決済注文の同時発注が可能となります。
IFO注文	IFDとOCOを組み合わせた注文方法です。予め新規注文の価格を指定すると同時に、決済注文で指値・逆指値の2つの注文を同時に発注する事が可能です。
トレール注文 ※決済注文	逆指値注文に値幅（トレール幅）を指定する事ができる注文方法です。売注文では現在レートが上がると決済価格が上がり、買注文では現在レートが下がると決済価格が下がるように、予め設定したトレール幅で実勢レートに追随し、自動で決済価格が調整されます。弊社の指定により、トレール注文が行えない範囲(5.0ポイント)がございます。
通貨毎全決済注文	お客様が保有するポジション（建玉）について、通貨ペア毎かつ売買別のポジションを一括で成行で決済する注文方法です。 (通貨毎全決済注文実行時まで、通貨毎全決済対象ポジションに対して、既に、発注していたリープオーダーが執行中になった場合は、そのポジションは通貨毎全決済対象から除外されます。)
全決済注文	通貨ペア・売買区分によらず、お客様が保有している全てのポジションを成行で決済します。(全決済注文実行時まで、全決済対象ポジションに対して、既に、発注していたリープオーダーが執行中になった場合は、そのポジションは全決済対象から除外されます。) レートの変動が大きい時にはお客様が想定されている取引価格と乖離した価格で注文が約定する場合がございます。

尚、弊社取引ツール「Cymo NEXT」では、上欄の注文の種類以外にも下記のような注文を行う事が可能です。

[ドテン取引]

決済リアルタイム注文が約定すると同時に、その決済注文と同一の売買区分で新規成行注文を発注する事が可能です。

[ワンタッチOCO]

未決済のポジションに対して予め設定したポイント値で決済指値注文、決済逆指値注文、決済OCO注文を発注する事が可能です。

[ワンタッチトレール]

未決済のポジションに対して予め設定したトレール幅で決済トレール注文を発注する事が可能です。

[自動トレール]

新規リアルタイム注文と同時に予め設定したトレール幅で決済トレール注文を発注する事が可能です。

[自動利食い損切り]

新規リアルタイム注文と同時に予め設定したポイント値で決済指値注文、決済逆指値注文、決済OCO注文を発注する事が可能です。

※リアルタイム注文、マーケット注文、ドテン取引の新規注文時、成行決済、全決済注文（通貨毎全決済含む）においては、インターバンクからのレート配信が停止されている場合等により、該当する通貨ペアにおける注文が約定されない事がございますので、ご注意ください。

※リアルタイム決済注文、マーケット決済注文、ドテン取引の新規注文時、成行決済、全決済注文（通貨毎全決済含む）において、未約定の指値（逆指値）決済注文がある場合には、注文中の決済注文を取消して、決済を行います。尚、決済注文が成立しなかった場合でも、未約定の指値（逆指値）決済注文が取り消される事がございますので、ご注意ください。

※外貨 ex では、月曜日の取引開始時(午前 7 時)において、指値注文、逆指値注文は取引開始レート（オープンレート）で約定の条件を満たしていれば、当該取引開始レート（オープンレート）で約定致します。

この時、お客様の有利になる約定もありますが、不利になる約定もありますので、週末に大きな為替相場の変動要因がある場合は、保有されているポジション(建玉)の縮小、若しくは追加でご入金頂く等、ご資産に余裕をお持ちになられる事をお勧め致します。

※同一通貨ペアにおける売建玉と買建玉の差が500万通貨を超える場合の決済注文は受け付けられません。

尚、上記条件に該当する通貨ペアを含む、複数ペアでポジションを保有している場合の全決済注文においては、当該通貨ペアを除き、その他の通貨ペアが約定されます。

また、決済注文が成立しなかった場合でも、未約定の指値（逆指値）決済注文が取り消される事がございますので、ご注意ください。

※南アフリカランド/円で新規注文を行う場合、新規注文後即ロスカットとなる事を避ける為、新規注文が受け付けられない場合があります。

※弊社システムにより、証拠金維持率を定期的にチェックし、100%を下回った場合、追証が発生した場合、値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て自動的に取り消されます。

13. 逆指値注文の乖離レートについて

お客様は、逆指値注文について、取引レートが、指定のレートと同じか不利なレートとなってから執行される為、外国為替相場の状況によっては、実際の約定レートがお客様の指定したレートと乖離する場合があります事を予め了承するものとします。

14. 注文状況について

取引画面に表示される注文状況は以下の通りです。

注文状況	説明
成立	約定した注文
待機中	IFD、IFO の新規注文が約定した時に執行される未執行の注文
取消済	お客様が取消をされた注文
取消（自動（システム））	システムにより取消をされた注文
期限切れ	約定する事無く注文期限の経過した注文
注文中	指値注文、逆指値注文、IFD の新規注文、OCO の新規注文、IFO の新規注文、トレール注文が注文の期限が未到来であり、かつ未約定である時の表示
執行中	ロスカット、リーブオーダーの注文が「成立」するとして、約定成立処理をしている時の表示（取消・訂正不可）

15. 注文の有効期限

当日	約定が可能となる日の属する取引可能時間終了まで。 (翌日午前 6 時 55 分 (米国サマータイム時期は翌日午前 5 時 55 分))
週末	約定が可能となる日の属する週末の取引可能時間終了まで。 (土曜日午前 6 時 50 分 (米国サマータイム時期は土曜日午前 5 時 50 分))
無期限	お客様からの取消がない限り有効
指定日時まで	お客様の指定した日時まで

※ 5. 取引時間を参照

16. 注文の取消等

お客様は、注文が約定されていない限り（執行中を除く）、約款第 16 条に基づいて注文を取消または撤回（以下「取消等」といいます。）する事ができます。この時指値等によるご注文内容、指定レート、取引数量を取消等される場合には、その内容を弊社の定める方法により取消等して下さい。

また、本取引説明書 12. 注文の種類、30. 追証ルールに従って、システムにより注文が取り消される事があります。

17. 取引数量上限（ポジション保有の上限／注文数量の上限）

お客様が一度に保有する事のできるポジション（建玉）の総数の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、4,000 万通貨までとします。

また、お客様の 1 回の注文数量（新規及び決済を含みます。）の上限は、レバレッジコースにかかわらず、弊社が別途認めた場合を除き、通貨ペア毎で 500 万通貨までとします。

※同一通貨ペアにおける売建玉と買建玉の差が 500 万通貨を超える場合の決済注文は受け付けられません。

18. 手数料

取引手数料については、1 回の取引数量が 10,000 通貨未満の場合、1 回の約定及び 1 回の決済毎（ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。）に、1,000 通貨単位あたり 30 円（1 通貨単位あたり 3 銭）になります。但し、弊社は任意の裁量により、かかる取引手数料を減額する事が出来ます。また、新規にて約定したポジション（建玉）を同一取引日内に反対売買し、決済した場合には、新規注文の際の約定についての手数は掛かりますが、決済に掛かる手数料は、無料となります。尚、取引手数料は、当該取引の新規及び決済約定時にそれぞれ徴収されるものとします。

また、1 回の取引数量が 10,000 通貨以上の場合、1 回の約定及び 1 回の決済（ロスカットルールに基づく強制決済を含みます。）のいずれにも手数料は掛からないものとします。

※尚、南アフリカランド/円の取引については、最低取引数量が 10,000 通貨単位からとなる為、取引手数料は掛かりません。（「8. 取引単位」参照）

19. スワップポイント

お客様がご自身で保有するポジション（建玉）を決済しない場合、弊社はおお客様のポジション（建玉）を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、ある営業日にかかる決済日から翌営業日にかかる決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行った事と実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越される場合に、組み合わせ通貨間の金利差を調整する為、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

ここで、ある営業日にかかる決済日とは、通常 2 営業日後であり、スワップポイントは決済日に受取または支払がなされます。従って、1 日分のロールオーバー毎に受取または支払が 1 日分延長される為、1 日分のスワップポイントが付与されますが、水曜日から木曜日にロールオーバーした場合は、受渡日が金曜日から月曜日に 3 日間延長となる為、3 日分のスワップポイントが加算されます。但し、当該通貨国の祝祭日等により、付与日数が変更となる場合があります。

弊社ではスワップポイントの受取または支払を当該営業日の翌営業日に外貨 ex 円勘定口座に反映致します。

高金利の通貨を買い、低金利の通貨を売れば、金利差調整分を受け取れます。逆に、低金利の通貨を買い、高金利の通貨を売れば、金利差調整分を支払う事となります。

※スワップポイントにはビッドとオファーの開き（スプレッド）があり、受取、支払の金額が異なります。

※通貨間の金利差が小さい場合等、売り買い共に支払となる事があります。

※スワップポイントの付与について、口座残高反映時に小数点第一位を切捨てて反映します。

※「ロールオーバー」とは、同日営業日中に反対売買されなかったポジション（建玉）を翌営業日に繰り越す事をいいます。

※天災地変、戦争、政変、為替管理政策の変更、同盟罷業、外貨事情の急変または相場の急変等の事由により、短期金利市場等が急激に変動する等の事態が発生した場合には、弊社が提示した当該スワップポイントを変更する場合があります。

20. 完全前受制度

弊社のシステムが外貨 ex お客様口座へお客様からの証拠金のご入金を合理的に認識しうる時点をもって、お客様は取引が可能となります。

21. 証拠金等の入金

お客様が預託する証拠金等は、円貨または弊社が別途指定する外貨に限られます。

また、お客様による証拠金等の預託の方法は、弊社指定銀行口座への振込入金に限られます。弊社指定銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を弊社のシステムが認識した時点でお客様の外貨 ex 口座に反映される為、振込入金から外貨 ex 口座への反映までの間に、一定のタイムラグが生じる可能性がある事にご注意下さい。

クイック入金をご利用頂いた場合には、原則として、上記の場合と比べて、証拠金等はより早く外貨 ex 口座に反映される事になります。但し、クイック入金の場合であっても、お客様のお手続きが最後まで正しく完了しなかった場合や入力ミス等により、外貨 ex 口座に対する反映が遅くなる事がありますので、画面上の注意をご熟読の上、お手続き下さいますようお願い致します。

また、システムトラブルが発生した場合等により、外貨 ex 口座に対するご入金が遅くなる場合においては、取引画面において、お客様に対して、適時にお知らせ等を行います。お客様におかれましては、弊社の画面上のお知らせ等にも十分ご留意頂いた上で、取引・ご入金等を行って頂くようお願い致します。

※ クイック入金とは、弊社提携金融機関より外貨 ex のお客様口座に即座にお振込ができる便利なサービスです。

尚、弊社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担と致します。但し、クイック入金サービス（取引画面からの指定銀行のネットバンクを利用した振込）の場合の振込手数料は弊社負担と致します。

22. 証拠金等の出金

ある時点において弊社に預託されている有効証拠金額から評価益を引いた額が、当該時点における保有ポジション（建玉）にかかる取引証拠金、注文中証拠金、及び当該時点における出金依頼金額の合計額を超過している場合には、お客様は、当該超過分（以下「出金可能金額」といいます。）の全部または一部の返還を受ける事ができるものとします。

また、出金依頼金額は、依頼が完了した時点で、有効証拠金額から差し引かれます。

尚、追証が発生している場合には、出金依頼は行えません。また、出金が実行される際に追証が発生している場合には、その出金依頼は取り消されます。

【円貨】

出金金額が 100 万円以下の場合、銀行営業日の 8 時 50 分から 14 時 30 分まで（オンタイム）に受け付けた出金依頼については、原則、即時に出金致します。

また、オンタイム時間外で受け付けた出金依頼については、原則翌銀行営業日の 8 時 40 分に出金可能金額と当該出金依頼金額をシステムにて確認し、出金可能金額が当該出金依頼金額を上回っている場合は、次のオンタイム時間内に順次出金致します。尚、出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、出金時に追証が発生している場合、その出金依頼は取り消しとなります。

上記の場合、出金システムのメンテナンス時間帯は即時出金依頼は承れません。

出金金額が 100 万円を超える場合、当日 24 時まで受け付けた出金については、翌々営業日に出金可能金額を出金致します。尚、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金される事になります。尚、出金時に追証が発生している場合、その出金依頼は取り消しとなります。

【外貨】

ニューヨーククローズまでに受け付けた出金については、翌々営業日までに届出致します。但し、通貨によって翌々営業日が該当する外国通貨の母国市場の休業日にあたる場合は、スポット応答日が異なる為、出金日が異なる場合がございます。この時、出金日は日本、当該外国通貨の母国市場に共通する営業日が出金日となり得ます。

また、弊社では、お客様が出金依頼を行った翌営業日に、順次送金手続きを行います。弊社にて送金手続きを開始してから着金確認が取れるまでの間、出金依頼を取り消しする事はできません。

尚、弊社にて送金手続きを行う時点で追証が発生している場合には、その出金依頼は取り消されます。

外貨送金手数料は無料です。尚、ご登録頂いている金融機関によっては、リフティングチャージ等の手数料が徴収される場合がございます。

23. 証拠金等の振替

お客様は、22. 証拠金等の出金に定める出金可能金額の全部または一部の円貨を、お客様が開設されているくりっく 365 口座へ振り替える事ができるものとします。

また、お客様は、お客様が開設されているくりっく 365 口座から外貨 ex 口座へ振り替える事ができるものとします。

【外貨 ex 口座からくりっく 365 口座への振替】

外貨 ex 取引時間（本取引説明書 5. 取引時間をご参照下さい。）内に受付した振替依頼については、依頼が完了した時点で、有効証拠金額から差し引かれ、原則翌銀行営業日の 12 時 30 分に、振替可能金額と当該振替依頼金額をシステムにて確認し（以下「振替確認時」といいます。）、振替可能金額が当該振替依頼金額を上回っている場合は、13 時以降にくりっく 365 口座へ振り替えられます。

尚、振替依頼後、振替確認時の振替可能金額が当該振替依頼金額を下回った場合、その振替時点での振替可能金額が出金される事になります。

振替依頼時に追証が発生している場合には、振替依頼は行えません。また、振替確認時に追証が発生している場合には、その振替依頼は取り消されます。

出金依頼と振替依頼は、同時に受け付ける事ができますが、出金依頼時に出金可能金額が出金依頼金額と振替依頼金額の合計を下回った場合、出金依頼金額が優先され、振替依頼金額は残りの出金可能金額に変更されます。

振替依頼の取り消しは振替確認時まで可能です。

※お客様がくりっく 365 口座の「取引所為替証拠金取引約款」・「取引所為替証拠金取引説明書」・「為替証拠金取引口座設定約諾書」にご同意されていない場合、振り替えは実行されませんのでご注意ください。

【くりっく 365 口座から外貨 ex 口座への振替】

くりっく 365 出金（振替）受付時間（くりっく 365 「取引所為替証拠金取引説明書」の「取引概要」をご参照下さい。）内に、受付した振替指示については、翌バッチ処理時間に、有効証拠金額から差し引かれ、振替可能額と当該振替指示額をシステムにて確認し、振替可能額が当該振替指示額を上回っている場合は、13 時以降に外貨 ex 口座へ振り替えられます。

尚、振替指示後、バッチ処理時間の振替可能額が当該振替指示額を下回った場合、その振替時点での振替可能額が振り替えられる事になります。

振替指示時に追証が発生している場合には、振替指示は行えますが、出金（振替）可能額が不足する事となる為、実際に振替は行われません。また、追証による強制決済発動後は、取引規制が掛かっている為、振替指示は行えません。

出金指示と振替指示は、同時に受け付ける事はできません。どちらか一方を取り消した上で、再度ご希望の依頼内容を指示頂く事が必要となります。

お客様による振替指示の取り消しは翌バッチ処理時間まで可能です。

24. 証拠金等に関する用語

用語	説明
資産合計	お預りしている資産の合計で外貨については円換算し、合計した金額。
評価損益金	未決済ポジションを現在のレートで評価した際の損益合計金額。ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの損益については現在のレートで円換算したもの。
有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 (資産合計±評価損益金－出金依頼金額)
取引証拠金	ポジションを保有する際に必要となる金額。
注文中証拠金	注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。
使用中証拠金	取引証拠金と注文中証拠金を合計した金額。
取引余力	新規注文に利用可能な金額。 (有効証拠金額－使用中証拠金)
出金可能金額	出金（振替）依頼が可能な上限金額。

	(取引余力－評価益)
出金依頼金額	出金（振替）依頼の指示を出された金額。
証拠金維持率	取引証拠金に対する有効証拠金額の比率の事。 (有効証拠金額÷取引証拠金) 証拠金維持率が20%を下回った場合（レバレッジ200倍コースの場合40%を下回った場合）に、ロスカットが執行されます。
実預託額	有効証拠金に出金（振替）依頼金額を加えた金額。 (有効証拠金＋出金（振替）依頼金額)
維持証拠金額	ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [] 内は、1,000円未満を切り上げて、1,000円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって50万通貨なら「×50」、3,000通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。
追証金額	ポジションを維持する為に不足している金額です。 (維持証拠金額－実預託額 = 追証金額 (>0))

25. 値洗いとレバレッジ

外貨 ex ではニューヨーククローズ毎に値洗いを行い評価レートを決定します。評価レートは毎ニューヨーククローズのMIDレートとなり、ユーロ/米ドル、ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの場合には、米ドル/円のニューヨーククローズレート (MID) を乗じた数値となります。

上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あたり（南アフリカランド/円の場合10万通貨あたり）の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額は各レバレッジコース毎、各通貨ペア毎に異なりますので、算出方法については下の表をご参照下さい。

尚、弊社ではレバレッジコースを1倍、10倍、25倍、50倍、100倍、200倍の6種類ご用意しており（50倍以上のコースは法人のお客様のみ選択可能です）口座開設後のレバレッジコース変更に関しては、別途弊社が指定する方法により同意して頂く事を条件として、コースの指定を変更する事が可能です。

コース名	個人	法人	算出方法
レバレッジ1倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×100%
レバレッジ10倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×10%
レバレッジ25倍コース	○	○	評価レート×1万通貨×4%
レバレッジ50倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×2%
レバレッジ100倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×1%
レバレッジ200倍コース	×	○	評価レート×1万通貨×0.5%

算定された取引証拠金は1,000円未満を切り上げて、1,000円単位で設定します。尚、1,000通貨単位（南アフリカランド/円の場合1万通貨単位）のお取引の場合、1万通貨単位（南アフリカランド/円の場合10万通貨単位）の取引証拠金の10分の1となります。

※値洗い時、取引余力がマイナスであった場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て自動的に取り消されます。

店頭外国為替証拠金取引にはレバレッジ(てこの作用)による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）に比べ大きな取引が可能となり、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。

その為、市場がお客様のポジション（建玉）に対し不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐ為、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション（建玉）の全部を強制的に決済させて頂きます（「30.追証ルール」「31.ロスカットルール」参照）。この追証ルールやロスカットルールが発動された場合でも、相場の変動が急激である場合には、お客様は投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）を超える損失の拡大を被るおそれもあります。

レバレッジにつきましては下記についてもご注意ください。

※レバレッジコースにかかわらず、お客様が一度に保有する事ができるポジション(建玉)の総数の上限は、4,000万通貨までとします。

※保有するポジションを決済せずとも、証拠金の追加等の方法により、レバレッジコース変更後の証拠金維持率が100%を下回らなければ、レバレッジコースの変更は可能です。

尚、未約定の新規リーブオーダーが有る場合には、全て取り消して頂いた後でないに変更する事ができません。

※弊社の定める審査基準に基づき、レバレッジコースの変更をお断りする場合がございます。

※レバレッジコースの変更は、設定が完了した後、直ちに効力が発生します。低レバレッジコースから高レバレッジコースへ変更される場合、リスク管理には十分ご注意ください。

※外貨exにおきましては、レバレッジ200倍コースのもつ投資リスクの高さを考慮して、投資目的・投資経験・資産状況及び店頭外国為替証拠金取引への理解度に弊社所定の基準を設けている為、レバレッジ200倍コースをご希望のお客様（法人口座のみ）は、お取引画面にて別途弊社の定める方法により変更手続きを行って頂く必要がございます。

26. 評価損益

評価損益は買ポジション（買建玉）の場合は、オファー価格（Ask レート）、売ポジション（売建玉）の場合は、ビッド価格（Bid レート）を基に反対レートで算出されます。

※ドルストレートの場合、米ドル/円のレート（評価益の場合 Bid、評価損の場合 Ask）を乗じた数値となります。

27. 外貨による証拠金の取扱について

外貨による取引証拠金の差入れもお受け致します。但し、常時弊社が提示する実勢レートに基づき、円貨に換算されますのでご注意ください。この時、外国為替相場の変動に伴う決済損の発生等により円勘定に不足が生じた場合は不足額の円貨の差入れを行って頂くか、不足額相当額の外貨預託証拠金の円転等、弊社が定める必要な措置を行って下さい。

※南アフリカランドについては、取引証拠金の差入れを受け付けておりませんのでご了承下さい。

28. ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの取引について
ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの売買損益については、ポジション（建玉）の決済時に米ドル/円の実勢レートにより円換算の上、外貨 ex 円勘定口座に反映致します。この時、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルの売買損益は外貨勘定に反映されませんので、ご注意下さい。

また、ユーロ/米ドル、英ポンド/米ドル、豪ドル/米ドル、ニュージーランドドル/米ドルのお取引から発生するスワップポイントは円貨で表示されます。（スワップポイントの受取または支払については、19. スワップポイントをご参照下さい）

29. 両建て取引について

外貨 ex では両建て取引を行う事ができますが、両建て取引には、取引手数料が二重に掛かる事、スワップポイントにより逆ざやが生じるおそれがある事、ビット価格（Bid）とオファー価格（Ask）の価格差（スプレッド）についてお客様が二重に負担する事等のデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引ですので、十分にご留意下さい。

30. 追証ルール（個人口座のみ）

追証チェックの時点（5. 取引時間のシステムメンテナンス時間）で、お客様の実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。

追証が発生した場合、追証チェックの時点に、お客様の実預託額が維持証拠金額[評価レート×1万通貨×4%]（※1）×取引数量（※2）を下回った不足分の金額（追証金額）を追証発生日の24時までにご解消して頂く必要がございます。尚、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。

※1. [] 内は、1,000円未満を切り上げて、1,000円単位となります

※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって50万通貨なら「×50」、3,000通貨なら「×0.3」となります。

※南アフリカランド/円の場合のみ、[]内の単位及び取引数量は、10万通貨単位となります。

※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。

また、追証が発生した場合には、未約定の新規リーブオーダーは全て取り消しとなり、追証が解消されるまで新規注文を受け付けする事はできません。また、追証発生中は出金もできません。

追証を解消する為には、以下の2種類の方法がございます。

1. 入金

実預託額が維持証拠金額を上回るよう追証金額分の入金を行う事で、追証を解消します。

預託金（外貨による預託金は、前営業日のニューヨーククローズレート（MID）で円換算）や、決済による確定益、受取スワップポイント、キャッシュバック金額等全ての入金が対象となります。

尚、預託金の入金に関しては、お客様の振込手続き完了時点ではなく、弊社システムがその入金を合理的に認識しうる時点をもって実行されたものとし、追証の解消判定もその時点で行われるものとなります。

2. ポジションの決済

維持証拠金額が実預託額を下回るまでポジションを決済する事で追証を解消します。

弊社システムで期限までに決済が完了したと認識しうる時点をもって実行されたものとします。

※未決済ポジションに対するレート変動による評価益の増加は対象となりません。

※1. 2. 両方を組み合わせて追証を解消する事も可能です。

追証発生日の 24 時まで追証が解消されなかった場合には、弊社所定の方法により、全てのポジションが強制的に決済されます（強制決済）。

追証が発生した後、追証が解消した場合、及び、追証が解消されず強制決済が行われた場合には、取引画面にその旨を表示すると共に、お客様に電子メールにて通知致します。

銀行非営業日には、取引証拠金の値洗いは行われますが、追証による強制決済は行われません。

※追証ルールは、個人口座のみ対象となり、法人口座では適用されません。

31. ロスカットルール

ロスカットルールとは、証拠金維持率が 20%※1（ロスカットライン）を下回った際に、損失の拡大を防ぐ為に、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有する全てのポジション（建玉）を反対売買して決済する制度です。この時証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。

証拠金維持率 = 有効証拠金額 ÷ 取引証拠金

有効証拠金額 = 資産合計 + 評価損益金 - 出金依頼金額

(24. 証拠金等に関する用語をご参照下さい。)

弊社では、原則として、証拠金維持率が適正の場合（50%※2 以上）は 8 秒毎にお客様の証拠金維持率の評価・確認を行い口座を監視します。その際、お客様の証拠金維持率が 50%を下回った事が確認された場合（以下、証拠金維持率が 50%※2 を下回った口座を「危険口座」といいます。）には、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。※3

また、上記の取引画面における表示に併せて、ご登録頂いているメールアドレス宛てに警告を促す電子メール（ロスカットアラート通知）を配信する事がありますが、お客様は、自己の責任において、ポジション（建玉）の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

尚、ロスカットアラート通知は一取引日につき一度のみの配信となります。※4

危険口座となった後は、証拠金維持率が 50%※2 以上となるまでの間 3 秒毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行い口座を監視します。※3

さらに、証拠金維持率が 20%※1（ロスカットライン）を下回った場合には、弊社は、約款の定めに従い、弊社所定の方法により、お客様の保有するポジション（建玉）を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

また、弊社では上記の取引画面における表示に併せて、ご登録頂いておりますメールアドレス宛てにロスカットが執行された旨を電子メールで通知する事があります。但し、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション（建玉）の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

尚、ロスカットされるポジションの約定レート(ロスカットレート)は、弊社システムが当該ポジションを確認後、「執行中」となった時点のレートとなります。ロスカットはお客様の資産を保全する為の措置ですが、急激な相場変動等により、ロスカットが執行されるレートがロスカットラインから乖離する事があり、必ずしも証拠金維持率が 20%※1 時点のレートとは限らず、これを下回る場合もございます。特に、週明けには前週末の終値から大きく乖離したレートで取引が始まる事があり、その時、証拠金維持率がロスカットラインを下回っていれば、週明けのレートに準じた水準でロスカットとなる事があります。

上記のような場合、ロスカットが執行されたとしても、お客様が弊社に預託された金額を上回る損失(不足金)が生じる可能性がありますので、弊社では余裕を持った資金の預託をお勧めしております。

このように、有効証拠金額が 0 円を下回った場合には、お客様は預託した資産以上の損失を被る事となり、弊社に対して当該不足金の支払義務が生じる事を異議なく承諾するものとします。尚、当該不足金は、不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までには外貨 ex 口座に入金するものとします。

尚、システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、またはお客様が弊社に預託された金額を上回る損失が発生するおそれがあります。その場合の原因が天災地変等の弊社の責めに帰す事ができない事由であって弊社において故意、または重大な過失がない限り免責とする事があります。

※1 レバレッジ 200 倍コースのお客様につきましては、証拠金維持率が 40%となります。

※2 レバレッジ 200 倍コースのお客様につきましては、証拠金維持率が 80%となります。

※3 評価・確認においてロスカット処理が必要なポジションがあった場合には、対象口座の当該ポジションに対するロスカットレート確定後、その他口座に対する監視を再開します。

※4 証拠金維持率が、ロスカットアラート水準を下回った時点で、ロスカット水準をも下回っていた場合、ロスカットアラート通知は送られません。

32. 不足金について

外国為替相場の変動に伴い、お客様の保有するポジション(建玉)の決済等による損金額が預り資産合計を上回り、不足金が発生した場合には、不足金発生日の翌々営業日の午後 3 時までには不足金を外貨 ex 口座にご入金して頂く必要があります。弊社の請求によって定められた履行期日までに当該不足金のご入金がない場合は、弊社は、履行期日の翌日より履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けるものとします。

33. 現受け・現渡し注文について

現受け・現渡し注文においては売付(買付)総約定代金に手数料その他の諸経費等を控除(加算)した金額にスワップポイントを加減した金額を外貨 ex 口座において授受する事をいいます。

現受け・現渡し注文を行う場合は、対象となる通貨を事前に預託する必要があります。

現受け注文の場合、前もって外貨の買いポジション(買建玉)を保有しており、当該外貨相当額の円貨が預託されている必要があります。

現渡し注文の場合、前もって外貨の売りポジション(売建玉)を保有しており、当該外貨額が預託されている必要があります。

※携帯端末ではご利用頂けませんのでご了承下さい。

※南アフリカランドについては現受け・現渡し注文を受け付けておりませんので、ご了承下さい。

34. 受渡日

受渡日は、当該注文が発生した日の翌々営業日になります。

35. コンバージョン

コンバージョンとは両替の事で、外貨 ex では、弊社の所定の方法により、円と米ドルを両替する事が可能です。ご希望のお客様はサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでご連絡下さい。尚、コンバージョン後の金額について、以下の通り、端数は切捨てとします。

●円の場合：1円未満切捨て

●ドルの場合：1セント未満切捨て

36. 口座番号・パスワードの管理

お取引画面にログインする際の口座番号及びパスワード（暗証番号）はお客様を特定する重要な情報となりますので、その管理には十分なお配慮をお願い致します。お客様ご本人以外にパスワード等が漏洩し、第三者がお客様の名義で取引を行った場合等には、お客様に重大な影響や損害を及ぼすおそれがあります。

お客様はパスワードを指定する事ができますが、生年月日、電話番号、同一数字等の他人から推測されやすい番号をパスワードに指定する事は避けて下さい。また、お取引画面でパスワードの変更が可能となっておりますので、適宜、ご変更頂き、パスワードが第三者に漏洩しないようご注意ください。

37. アカウントロック

外貨 ex 取引画面にログインする際に、外貨 ex 口座番号（ログイン ID）、パスワードの操作を連続して複数回誤って入力されますと口座がロックされ、ログイン及びお取引ができなくなります（アカウントロック）。

アカウントロックの解除が必要な場合は、お客様自身にて、アカウントロック解除申請フォームより手続きを行って下さい。

申請フォームより解除が行えない場合には、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでご連絡下さい。解除にかかる弊社所定の方法をご案内致します。

38. 取引終了の事由

約款第 33 条 2 項に定める事由に該当する場合には、本口座は解約される事になります。

主な解約事由は以下の通りです。

- a. お客様が弊社に対し店頭外国為替証拠金取引の本口座または MT4 口座、くりつく 365 口座の解約の申し入れをした時。
- b. お客様が約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。
- c. 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。
- d. お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に取引所為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。
- e. 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。

39. お客様へのご連絡

取引証拠金の不足等、弊社が必要と判断した場合等には、弊社の所定の方法により（電子メールを含みます。）ご連絡致します。

40. お客様との通話の録音について

お客様との間のお取引の管理を正確に行う為に、お客様との通話については録音させていただきますので、予めご了承下さい。

41. 取引の報告書について

外貨 ex では約定したお取引について、原則として書面（契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を含みます。）は交付致しません。お取引の報告については、電磁的方法により、交付させていただきますので、ご了承下さい。尚、書面による交付をご希望のお客様は別途、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでお問合せ下さい。

42. 税金について

年間に決済した取引の取引損益を通算して利益となった場合は、純利益（為替利益－経費）が課税対象になります。よって取引中の金額や入出金した金額分ではございません。

また、年間の取引の結果生じた利益は、個人の場合、通常は雑所得（事業所得に該当するものは除きます。）として総合課税の対象となり、他の雑所得の金額と合算する事ができます。

最終的な雑所得等の合計額が年間で 20 万円を超えた場合には、（例えば年間の給与収入額が 2,000 万円以下の方等、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告をしなければなりません。

尚、詳細につきましては管轄の税務署へ照会するか、または国税庁タックスアンサー

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm> へお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

平成 24 年 1 月 1 日以降に年間の取引の結果生じた利益は、雑所得として申告分離課税の対象へと変更になりますので、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越す事ができます。

※雑所得とは、年金や恩給等の公的年金等、非営業用貸金の利子、著述家や作家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料や放送謝金のように、他の 9 種類の所得（利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得）のいずれにもあたらない所得をいいます。

※他の雑所得がある場合には、雑所得同士を全て損益通算する事ができますが、株式や取引所の先物取引等は申告分離課税として取り扱いが異なる為、別々に申告する必要があります。

43. 行政への報告

弊社とお客様との間の店頭外国為替証拠金取引は「外国為替及び外国貿易法」に規定される「資本取引」に該当すると解されます。従いまして、本来ならば財務省令で定められた額（1 億円に相当する額）を超えるお取引を行った場合は、お客様並びに弊社は日本銀行を経由して財務大臣に報告の義務がございます。

しかし、弊社では同法の規定に従い「資本取引の相手方となる者の報告を要しない届出」を行い、「届出者」としてお客様に代わって一括報告を行いますので、お客様個々の届出の必要はございません。但

し、関係法令の変更等により、お客様に手続きをして頂くケースが生じるおそれがございますので、予めご留意願います。

44. 資産の保全について

弊社では「信託保全」という仕組みを導入し、お客様からお預りしている資産を三井住友銀行及びみずほ信託銀行に預け、弊社の固有財産と区分して、信託財産として管理しております。この信託保全によって、もし、弊社に万が一の事態が発生した場合、

(1) 三井住友銀行及びみずほ信託銀行から受益者代理人へ、直近の信託額算出時点での信託財産を返還致します。

(2) 受益者代理人を通して、お客様に実際の顧客区分管理必要額に応じて返還する事が可能となります。但し、信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。為替レートの急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生するおそれがあります。

また、入金額については原則として毎営業日毎に信託保全金額として顧客区分管理必要額を弊社が算出し、顧客区分管理必要額算出日から 2 営業日後に当該信託保全金額を信託致します（三井住友銀行及びみずほ信託銀行は当該計算を行いません）。この時、外貨建資産については、弊社が指定する為替レートに基づき円評価した信託保全金額を信託しております。

その為、お客様よりお預りした時点から信託されるまで最大 2 営業日のタイムラグが生じますので、お預りした時点の資産とお客様に返還する信託保全金額は必ずしも一致しません。但し、この間も金融庁長官の指定する金融機関において、証拠金である事がその名義により明らかな預金口座にて、弊社の固有財産とは区分して管理しております。また、弊社の過誤、システム障害、急激な市場の変動等により、お客様からお預りしている資産が弊社から適切に信託されなかった場合、当該資産が保全されない場合があります。

弊社に万が一の事態が起こった場合、受益者代理人からお客様に対してその時点の信託保全金額を上限としてお客様に帰属すべき顧客区分管理必要額（弊社がお客様に返還すべき証拠金等の額）により按分された額の金銭を分配して返還致しますが、返還の際、お客様の個人情報を受託者代理人及び信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行に提供する事がございます。信託先である三井住友銀行及びみずほ信託銀行は、信託された資産の管理を行うのみであり、サイバーエージェント FX のお客様の資産の返還を保証するものではなく、お客様も三井住友銀行及びみずほ信託銀行に対して直接返還を請求する事はできません。また、三井住友銀行及びみずほ信託銀行はサイバーエージェント FX の運営、及び受益者代理人の運営及び管理責任を一切負いません。

45. 特定投資家

弊社では金融商品取引法第 2 条第 31 項の定めには拘らず、お客様から特段の要求が無い限りにおいては、全てのお客様を特定投資家以外のお客様としてお取り扱いさせて頂くものとします。

46. システム障害が発生した場合

弊社の取引システムに障害が発生した場合には、市場の変動等を勘案の上、適切な処置をとらせて頂く場合がございます。詳細につきましてはお取引画面若しくは弊社 Web サイトからご案内致します。

47. システムの仕様等の変更

弊社はセキュリティ等の都合によりやむを得ない場合に、お客様に事前の通知無く、システムの仕様等を変更する場合がございます。

48. 本取引説明書の変更

本取引説明書は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃、または監督官庁の指示、その他必要が生じた時に改訂される事があります。尚、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。

この場合、お客様は、原則として Web サイトにて当該変更にご同意頂いた場合に限り、本取引説明書の改訂後も本取引を継続できるものとします。

尚、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな外国為替取引説明書を送付するものとします。

弊社とお客様との店頭外国為替証拠金取引に関し、ご不明な点がございましたら、サイバーエージェント FX お客様サービスセンターまでご連絡下さい。

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

24 時間 (土日を除く) [月曜 午前 7:00~土曜 午前 7:00 (夏時間は午前 6:00 まで)]

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

平成 18 年 5 月 29 日改訂
平成 19 年 9 月 30 日改訂
平成 20 年 1 月 16 日改訂
平成 20 年 10 月 27 日改訂
平成 20 年 12 月 22 日改訂
平成 21 年 3 月 30 日改訂
平成 21 年 6 月 29 日改訂
平成 21 年 10 月 5 日改訂
平成 22 年 2 月 8 日改訂
平成 22 年 4 月 19 日改訂
平成 22 年 10 月 4 日改訂
平成 23 年 5 月 30 日改訂
平成 23 年 10 月 1 日改訂

平成 19 年 3 月 12 日改訂
平成 19 年 11 月 5 日改訂
平成 20 年 6 月 16 日改訂
平成 20 年 11 月 10 日改訂
平成 21 年 2 月 16 日改訂
平成 21 年 6 月 1 日改訂
平成 21 年 8 月 24 日改訂
平成 21 年 10 月 19 日改訂
平成 22 年 3 月 1 日改訂
平成 22 年 7 月 24 日改訂
平成 22 年 12 月 13 日改訂
平成 23 年 8 月 1 日改訂
平成 23 年 12 月 19 日改訂

平成 19 年 5 月 21 日改訂
平成 19 年 12 月 10 日改訂
平成 20 年 10 月 6 日改訂
平成 20 年 12 月 1 日改訂
平成 21 年 3 月 2 日改訂
平成 21 年 6 月 22 日改訂
平成 21 年 9 月 28 日改訂
平成 22 年 1 月 11 日改訂
平成 22 年 3 月 15 日改訂
平成 22 年 9 月 13 日改訂
平成 23 年 1 月 15 日改訂
平成 23 年 9 月 10 日改訂

店頭外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が弊社と店頭外国為替証拠金取引をする際の手続きの概要は、次の通りです。

(1) 取引の開始

a 本取引説明書の交付を受ける

はじめに弊社から約款、本取引説明書が交付されますので、店頭外国為替証拠金取引の概要やリスク等について十分ご理解の上、ご自身の判断と責任において取引を行う旨が記載された弊社の定める様式による確認書をご提出下さい。

b 店頭外国為替証拠金取引口座の設定

店頭外国為替証拠金取引の開始に当たっては、原則として弊社 Web サイト上より店頭外国為替証拠金取引口座開設フォームに必要事項を入力頂き、店頭外国為替証拠金取引口座を設定して頂きます。その際、弊社の指定する本人確認書類のご提示を頂きます。

c 預金口座の開設

現受け現渡し決済を行う場合には、外貨の受渡しの為の預金口座が必要となります。

※邦銀・外銀を問わず、海外にある支店に口座はご指定になれません。

d 証拠金の差入れ

弊社指定銀行口座に振り込みによって、当該取引に必要な取引証拠金額以上の証拠金を差入れます。

(2) 注文の指示

店頭外国為替証拠金取引の注文をする時は、弊社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

a 注文する通貨の組み合わせ

b 売付取引または買付取引の別

c 注文数量

d 価格（指値、リアルタイム等）（指値には、弊社が提示するオファー価格またはビット価格に応じる場合を含みます。）

e 注文の有効期限

f その他お客様の指示による事とされている事項

(3) 売戻しまたは買戻しによる建玉の結了

ポジション（建玉）の反対売買に相当する取引が成立した場合には、売戻しまたは買戻しとし、取引数量分がポジション（建玉）から減少します。

(4) 注文をした取引の成立（約定）

注文をした外国証拠金取引が成立（約定）した時は、弊社は、(6) に定めるところに従って成立した取引の内容等を電磁的方法によりご報告致します。

(5) 手数料

弊社は、本取引説明書で予め取り決めた料率、額及び方法により取引手数料を徴収します。（弊社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引において、一部を除き通貨を売買の対象とし、受渡決済を取り扱うものについては、取引手数料に消費税は課税されません。）

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

弊社は、取引状況をご確認頂く為、お客様から請求があった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は1ヶ月毎（法令では四半期毎。但し、取引成立がない場合は1年毎。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日におけるポジション（建玉）、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(7) 電磁的方法による書面の交付

弊社はお客様への書面の交付を取引画面において閲覧可能な PDF 等、電磁的方法による交付により、発行させていただきます。

(8) その他

弊社からの通知書や報告書の記載内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義が生じた場合、遅滞なくその旨をサイバーエージェント FX お客様サービスセンターまで直接ご照会下さい。店頭外国為替証拠金取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ね下さい。

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

24 時間（土日を除く）[月曜 午前 7:00～土曜 午前 7:00（夏時間は午前 6:00 まで）]

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、または顧客の為に店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a) 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、または顧客の為に店頭外国為替証拠金取引行為を行う事を内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、顧客に対し虚偽の事を告げる行為
- b) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのある事を告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問または電話を掛けて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前 1 年間に、2 以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジの為の勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認する事をしないで勧誘をする行為
- e) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客が予め当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受ける事を希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g) 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずる事になり、または予め定めた額の利益が生じない事となった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足する為、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h) 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加する為、当該顧客または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- i) 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、または顧客の利益に追加する為、当該顧客または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解される為に必要な方法及び程度による説明をしない事
- k) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l) 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、または顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。）
- m) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為
- n) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をする事その他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o) 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用する事その他不正の手段により取得する行為
- p) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的がある事を顧客に予め明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q) 予め顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人である時は、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引にかかる注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他の予め定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行する事を内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しない事（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）

t) 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をする事

u) 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。V）において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成 23 年 8 月 1 日以降は想定元本の 4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させる事なく当該取引を継続する事

v) 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日毎の一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させる事なく取引を継続する事

弊社の概要について

1 商号及び名称

株式会社サイバーエージェント FX
(金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 271 号)

2 設立年月日

平成 15 年 9 月 1 日

3 資本金

4 億 9 千万円

4 本店所在地

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号

5 役員の状況

役員名	氏名または名称
代表取締役社長	西條 晋一
代表取締役	高根 宏章
取締役	田島 聡一 鈴木 卓哉 多治川 友之 中村 隆之
監査役	川村 綾

6 株式等の状況

氏名または名称	住所または所在地	保有株式数	出資額	割合
(株) サイバーエージェント	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号	16,200 株	810,000,000 円	100.00%
計 1 名				100.00%

7 加入している金融商品取引業協会

社団法人金融先物取引業協会 (登録番号 1555 号)

8 弊社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

9 特定第一種金融商品取引業務以外の苦情処理措置及び紛争解決措置

第二種金融商品取引業務に係る認定投資者保護団体である特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」

10 沿革

年月	内容
平成 23 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引「MT4」サービス開始
平成 22 年 10 月	「くりっく 365」コールセンター24時間受付開始
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録
平成 21 年 6 月	「外貨 ex」コールセンター24時間受付開始
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティ ウエスト 20 階に移転
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号：関東財務局長（金商）第 271 号)
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長（金先）第 148 号 株式情報配信事業を㈱フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を㈱サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万に増資
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始
平成 15 年 9 月	株式会社シーイー・キャピタルを資本金 1 億円で設立

11 行っている業務

- ・金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業
(インターネットを介した店頭による店頭外国為替証拠金取引業)
- ・金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業
(インターネットを介した取引所における外国為替証拠金取引業)

12 苦情受付窓口

サイバーエージェント FX お客様サービスセンター

電話 : 0120-724-277

24 時間 (土日を除く) [月曜 午前 7:00～土曜 午前 7:00 (夏時間は午前 6:00 まで)]

URL : <http://www.cyberagentfx.jp/call/>

受付は 365 日承っておりますが、ご回答は原則翌営業日までにご返信致します。

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

※店頭外国為替証拠金取引においてよく用いられる用語は以下のような意味を有します。但し、弊社との間の取引に関して、約款または本取引説明書において別途定義されている場合には、その定義された意味を有するものとします。また、他社との間の取引においても、異なる意味で以下の用語が用いられている可能性がありますので、お客様の責任にてご確認下さい。

アスク (Ask)

プライスを提示する側の売り値の事。オファーと意味は同じです。提示された側はそのプライスを買う事になります。(⇔ビッド)

インターバンク市場 (インターバンクしじょう)

金融機関同士の取引を行う市場の事です。この市場の取引参加者は金融機関、大手証券会社等です。参加者は、直接または間接(仲介:ブローキング)に通貨を取引します。インターバンク市場では、東京・ロンドン・ニューヨークを世界の三大市場といいます。

受渡決済 (うけわたしけっさい)

先物取引やオプション取引をその原商品とその対価の授受(店頭外国為替証拠金取引の場合は、売り付けた通貨を引き渡して買い付けた通貨を受け取る事)により決済する方法をいいます。

売建玉 (うりたてぎよく)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

売戻し (うりもどし)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)為に行う売付取引をいいます。

オファー

金融先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申し出をする事をいいます。顧客はその価格で買い付ける事ができます。

外国為替市場 (がいこくかわせしじょう)

為替取引は基本的に相対取引ですから、お客様と弊社の間で取引が行われれば、それも一つの「外国為替市場」を形成していると言えます。市場参加者の種類により、銀行をはじめとする金融機関中心の市場を特にインターバンク市場と呼びます。

外国為替証拠金取引 (がいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも小額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引で、デリバティブ取引の一つです。

買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）為に行う買付取引をいいます。

カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引をいいます。

機関投資家（きかんとうしか）

生命保険会社や信託銀行・年金基金・ヘッジファンド等をいいます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

クロス取引（クロスとりひき）

ドルを介さない為替取引の事です。クロス円といえば円を中心とした取引（EUR/JPY や GBP/JPY、または CHF/JPY 等）を意味し、クロス EUR と言えば、EUR を中心とした取引（EUR/JPY や EUR/GBP 等）を意味します。

差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受する事による決済方法をいいます。

ショート

ある通貨の売り持ちの状態を言います。ドル円で「ドルショート」という場合は、ドル売りのポジションを表します。（⇔ロング）

スポット

為替市場においては直物取引を指し、取引日から 2 営業日後が決済日になります。

スリッページ

ストップ注文の成立時に生じる、指定したレートと実際に約定したレートとの差の事を言います。一般的に指定していたレートから通常で（1-10）ポイントほど下で売る（上で買う）事になります。相場の急落／急騰等、市場状況により、このスリッページが大きくなる場合もあります。

ツー・ウェイ・プライス

新規注文の場合、売値と買値の両方を同時に提示します。

デイ・トレード

同日内の売買でポジションをクローズする事です。イントラデイ・トレードとも呼びます。

テクニカル分析（テクニカルぶんせき）

過去の価格の推移等、いわゆる市場内部的要因のデータを統計的に分析して、相場の方向性を予測する手法の事をいいます。

デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資にかかる専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出る事ができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出る事ができます。

店頭金融先物取引（てんとうきんゆうさきものとりひき）

金融先物取引所が開設する金融先物市場及び海外金融先物市場によらずに行われる先物・オプション取引をいいます。店頭外国為替証拠金取引は、店頭金融先物取引の一つです。

店頭デリバティブ取引（てんとうデリバティブとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

日銀短観（にちぎんたんかん）

日銀短期企業経済観測調査の事です。3の倍数月（3月・6月・9月・12月）に発表する経済動向です。

値洗い（ねあらい）

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引をいいます。

ビッド(Bid)

金融先物取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申し出をする事をいいます。顧客はその価格で売り付ける事ができます。

ファンダメンタル分析（ファンダメンタルぶんせき）

価格形成を左右する要因の中で、基礎的な要因となるものを分析する手法です。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させる為に、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

約定日

取引が約定した日の事です。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つ事をいいます。

レバレッジ

テコの原理の事です。レバレッジを効かせる事により、小額の資金でより大きな資金の取引ができます。

ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理の為、顧客の建玉を強制的に決済する事をいいます。

ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジション（建玉）を翌営業日に繰り越す事をいいます。

ロング

ある通貨の買い持ちの状態を指します。ドル円で「ドルロング」という場合は、ドル買いのポジションを表します。（⇔ショート）

FRB (Federal Reserve Board/Board of Governors of the Federal Reserve System)

米連邦準備制度理事会の事です。連邦準備銀行も FRB (Federal Reserve Bank) ですが、米連邦準備制度理事会では、公定歩合・支払準備率・公開市場操作等の金融政策を行います。FRB は日本の日本銀行と同様、アメリカの中央銀行に相当する機関で、2011年現在の議長はベン・バーナンキ氏です。

FOMC (Federal Open Market Committee)

連邦公開市場委員会。米国の連邦準備制度の金融政策に基づく公開市場操作（マネーサプライの調節、金利・為替水準の誘導等）の方針を決定します。例えば金利操作が事前予想の範囲を大きく超える場合等は、為替にも大きな影響があります。代表的な短期金利の指標である F F 金利の誘導目標等もここで決定されています。